

(別記3)

## 青森県農地大区画化等推進協議会事務処理規程

制定 令和8年2月25日

(目的)

第1条 この規程は、青森県農地大区画化等推進協議会（以下「本協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 本協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ、関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 本協議会の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれその右欄に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

| 事務の区分                                       | 事務責任者                    |
|---|--------------------------|
| 一 大区画化等加速化支援事業（以下「本事業」という。）の地区の審査及び採択に関する事務 | 青森県土地改良事業団体連合会<br>農地整備部長 |
| 二 本事業の事業実施主体への交付に関する事務                      | 青森県土地改良事業団体連合会<br>総務管理部長 |
| 三 本事業の事業実施主体に対する技術的支援及び指導に関する事務             | 青森県土地改良事業団体連合会<br>農地整備部長 |
| 四 本事業に係る需要量調査に関する事務                         | 青森県土地改良事業団体連合会<br>農地整備部長 |
| 五 本事業に係る国への申請及び報告に関する事務                     | 青森県土地改良事業団体連合会<br>総務管理部長 |
| 六 その他本事業の実施及び本協議会の運営を円滑に行うために必要な事務          | 青森県土地改良事業団体連合会<br>農地整備部長 |

2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る本協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は当該事務の区分に係る本協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

策4条 大区画化等加速化支援事業交付金交付等要綱（令和7年12月16日付け7農振第2144号農林水産事務次官依命通知）、大区画化等加速化支援事業実施要領（令和7年12月16日付け7農振第2145号農林水産省農村振興局長通知）、本協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承

認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、令和8年2月25日から施行する。